

# 業務委託仕様書

## 1 業務名

太白遊びの担い手育成事業

## 2 業務目的

太白区は、本市の中で他区に比べて出生数が多く年少人口割合が高い特性があり、また、区内には豊富な自然・公園・緑地等の身近な「遊びの資源」が多数存在しているにも関わらず、子ども達がそれらの資源を活かして遊ぶ機会が少なくなっている現状がある。背景には、親子で外遊びをする機会の減少傾向や、地域資源を活かした遊び方や体験をリードする大人が少ないことが考えられ、この課題を解決するためには、地域に根差した、親子の屋外での遊びを支援する遊びの担い手（地域に関心のある個人・団体、以下、「担い手」という。）を発掘・育成し、遊びを通して子どもの自発性を育み、子どもが自由な発想で遊びを展開できるよう促すことが求められる。

そのため、本事業はワークショップや子どもが自発的に遊ぶ力を向上させるイベント（以下、「体験プログラム」という。）の開催を通して担い手の発掘・育成を行い、また、担い手同士の交流を図ることでネットワーク化を促し、担い手が自立した活動を継続的に実施できるようフォローアップを行うものである。

本事業により発掘・育成した担い手が、区内の各地域で活動を展開することで、地域の中で安心して子育てができる環境及び子育てを応援する地域づくりにつなげ「子育てが楽しいまち・太白」の実現を目的とする。

## 3 業務内容

「担い手の発掘と育成」と「担い手同士がネットワークを築くことが出来る機会の設定」を次の（1）から（7）に留意の上実施することを業務内容とする。

### （1）ワークショップ、体験プログラム及び担い手交流会等共通

- ① 担い手を、発注者と協力し可能な限り地域内から発掘し育成すること。
- ② 太白区内で実施すること。ただし、会場は次の2地域内を想定しているが、会場選定を制限するものではない。
  - ア 南部拠点地域（富沢、長町、郡山等）
  - イ 名取川右岸地域（柳生、中田、袋原等）
- ③ 担い手及び体験プログラムへの親子参加者（以下「参加者」という。）から費用を徴収しないプログラムとすること。
- ④ 申込時及び終了時等に担い手及び参加者に向けたアンケートを実施し、事業継続に必要な事柄を収集すること。
- ⑤ 実施する際は次の内容に留意すること。
  - ア 実施及び会場運営に必要な物資を調達し人員を確保すること。

- イ 実施に必要な保険に加入すること。
- ウ 安全管理が徹底できる体制で実施すること。
- エ 実施に必要な申請及び許可申請を行うこと。
- オ 実施前後に、毎回、発注者と協議を行うこと。

## (2) ワークショップの実施

### ① ワークショップは、次のア～カを踏まえた内容とすること。

ア 外遊びの知識や子どもとの接し方などの理解を深めることを目的とし、担い手が積極的に受講できる内容とすること。

イ 1回毎に目的・目標の設定を行い、担い手と明確に共有できる内容とすること。

ウ グループ討議などを取り入れた講義内容とし、担い手同士が交流できるものとする

エ 令和7年7月10日までの間に1回以上、7月10日から12月31日までの間に1回以上実施することとし、計2回以上実施すること。

オ ワークショップ1回の開催につきおおよそ15名の参加人数を想定すること。

カ ワークショップの内容は毎回異なるものとする。また連続した参加としなくても1回毎の参加で理解できる内容とすること。

### ② ワークショップ各回終了時に講師への質問及び担い手同士のコミュニケーションを図る時間を設け、担い手の不安や懸念事項を可能な限り解消すること。ただし、担い手同士のコミュニケーションを図る時間を設けることについては、3(4)①に定める交流会を開催する場合はこの限りではない。

## (3) 体験プログラムの企画実施

### ① 体験プログラムは、次のア～コを踏まえた内容とすること。

ア 担い手が、遊びの実践を通して担い手としての活動に関心を持ち、活動ノウハウ等を習得することが可能なプログラムとすること。

イ 子どもの自発性を引き出し、日常に持ち帰って遊びが継続できるような内容とすること。

ウ 実施する公園、緑地、河川敷等、地域資源に付随するもの、もしくは一般家庭で入手可能なもので体験できること。

エ 令和7年8月1日から12月31日までの間に3回以上実施すること。

オ 会場は各回変更し、担い手が様々な事例を経験できるようにすること。

カ 遊びの対象者はおおよそ4歳から10歳程度とすること。

キ 担い手の参加人数は、体験プログラム1回の開催につきおおよそ15名以上を想定すること。

ク 参加者の参加人数は、体験プログラム1回の開催につきおおよそ20名以上を想定すること。

ケ 体験プログラムを開始する前に、安全な運営のために必要な事項を担い手に対して説明すること。

コ 体験プログラムが終了した後に、担い手と振り返りを行い、良かった点や改善点を

共有すること。

② 体験プログラムを実施する際は、荒天時の実施内容又は延期等の対応を明確にすること。

#### (4) 担い手交流会等の実施

① 担い手同士のネットワークの形成を図るため、次のア～エを踏まえ、令和6年度及び令和7年度に参加した担い手を対象とした交流会を開催すること。

ア 令和7年6月1日から12月31日までの間に必ず2回以上実施すること。

イ 原則ワークショップと同日に開催すること。

ウ 担い手の関心に合わせた目的及びテーマを設定し、担い手が積極的に参加できる内容とすること。

エ 活発な交流が行われるよう円滑な進行を行うこと。

② 担い手の自立した活動を行う気運を醸成するため、次のア～オを踏まえ、体験プログラムの企画会議に担い手の参画を促すこと。

ア 担い手が参加する企画会議を1回以上開催すること。

イ 会議の目的や検討事項が記載された資料を事前に担い手に共有すること。

ウ 活発な意見交換がある環境を作り、担い手の自発性の促進を図ること。

エ 担い手から出た意見を整理し、実現可能な内容か見極めること。

オ 会議で決定した内容に基づき、体験プログラム当日の具体的な業務を担い手に割り当てること。

#### (5) ワークショップ及び体験プログラムに関する広報

① 担い手としての活動に興味のある団体・個人に対し、本事業を周知すること。

② ポスター・チラシ・SNS等で広く周知し、担い手及び参加者を募ること。

③ 発注者のWEBサイトに掲載する内容を発注者と連絡調整すること。

④ 仙台市の広報手段を使用する場合は内容を発注者と連絡調整すること。

#### (6) 業務計画書の作成

① 本業務の目的・趣旨を把握した上で、実施方針、業務工程等の事項について業務計画書を作成し、契約締結後速やかに提出すること。

② 変更契約の締結等により記載事項に変更が生じた場合は業務変更計画書を提出すること。

#### (7) 実施報告書の作成

① ワークショップ、体験プログラム並びに担い手交流会等の内容について、本業務委託を通じて得た知見を踏まえた分析を行い、担い手が将来的に自立できる方向性を含めた報告書を作成し、令和8年2月28日までに提出すること。

② 実施報告書は紙及び電子ファイルで提出すること。

### 4 成果物

(1) 実施報告書

(2) 本業務実施にあたり作成、収集した資料等一式

(3) (1)(2)の電子ファイル (Word・Excel・PowerPoint(マイクロソフト社製)、PDF を基本

とする)

## 5 納入場所

仙台市太白区長町南3丁目1番15号 太白区役所4階まちづくり推進課

## 6 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日までとする。

## 7 目標数値

- (1) ワークショップ又は体験プログラムの、担い手としての年間参加実人数が25名（令和6年度参加者26名を除く）を上回ること。
- (2) ワークショップ又は体験プログラムの、担い手を対象としたアンケートで、今後の活動について継続の意思のある者が8割を超えること。

## 8 委託料の支払い

原則として受注者から提出される成果物により委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき支払うものとする。

## 9 契約に関する条件等

### (1) 法令等の遵守

業務遂行の際は関係法令を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは受注者の責任において行うものとする。

### (2) 権利の帰属等

この契約によって作成された成果物及び成果物を構成する素材の著作権は、受注者が管理する著作物を除きすべて発注者に帰属するものとし、受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。なお前出以外の該当物が生じる場合は発注者と協議すること。

### (3) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用したり第三者に提供したりしないこと。また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後も同様とする。

### (4) 個人情報の保護

受注者は「個人情報保護法」「仙台市行政情報セキュリティーポリシー」「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託ガイドライン」「個人情報の取扱いに関する特別仕様書」を遵守すること。

- ① 「仙台市行政情報セキュリティーポリシー」は次のアドレスを参照のこと。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

- ② 「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託ガイドライン」は次のアドレスを参

照のこと。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

(5) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。

(6) 損害等

業務にあたり、受注者は善良なる管理者の注意義務をもって行うものとし、発注者並びに第三者に被害を及ぼした場合は、受注者の負担により対処するものとする。

10 その他

- (1) 使用する会場の使用料等、委託業務遂行に必要なすべての費用を当初の契約費用に含めること。
- (2) 業務実施に必要な著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を言う。以下同じ。）、肖像権に関する権利者の承諾は、発注者が提供する素材を除き受注者が得ることとし、これに要する費用は当初の契約費用に含めること。
- (3) この契約によって作成された成果物及び成果物を構成する素材について、受注者が管理する著作物を除き発注者はそのまま又は改変の上別の媒体に使用できるものとする。
- (4) 広報に活用した SNS アカウント等は、「仙台市ソーシャルメディアの利用に関する要綱」を遵守すること。
- (5) 本仕様書に明記がない事項については、発注者と受注者が協議の上定めることとする。